

南海総合法律事務所弁護士報酬基準表

平成25年10月1日実施

(いずれも消費税別途)

第1 法律相談等

1 法律相談料

初回	無料
2回目以降	30分につき5,000円

2 書面による鑑定 10万円～30万円

第2 着手金及び報酬金

1 民事事件

(1) 訴訟事件（手形・小切手事件を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
～300万円	8%	16%
300万円～3000万円	5%+9万円	10%+18万円
3000万円～3億円	3%+69万円	6%+138万円
3億円～	2%+369万円	4%+738万円

※ 着手金の最低額は10万円

※ 経済的利益の額が算定できないときは、その額を800万円として算定する。

(2) 調停事件、示談交渉事件

(1)に準じる。ただし、それぞれの額を3分の2まで減額することができる。

(3) 契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬金
～300万円	2%	4%
300万円～3000万円	1%+3万円	2%+6万円
3000万円～3億円	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円～	0.3%+78万円	0.6%+156万円

※ 着手金の最低額は10万円

(4) 督促手続事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
～300万円	2%	(1)または(5)の額の 2分の1
300万円～3000万円	1%+3万円	
3000万円～3億円	0.5%+18万円	
3億円～	0.3%+78万円	

※ 着手金の最低額は5万円

※ 報酬金の請求は金銭等の具体的な回収をしたときに限る。

(5) 手形・小切手訴訟事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
～300万円	4%	8%
300万円～3000万円	2.5%+4.5万円	5%+9万円
3000万円～3億円	1.5%+34.5万円	3%+69万円
3億円～	1%+184.5万円	2%+369万円

※ 着手金の最低額は5万円

(6) 離婚事件

事件の種類	着手金	報酬金
調停事件	30万円～50万円	30万円～50万円
裁判・審判事件	40万円～60万円	40万円～60万円

(7) 境界に関する事件

40万円～60万円

※ (1)の額が上記金額を上回るときは、(1)による。

(8) 借地非訟事件

① 着手金

借地権の額	着手金
～5000万円	20万円～50万円
5000万円～	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

② 報酬金

		報酬金
申立人	申立ての認容	借地権の額の2分の1を経済的利益額として(1)による
	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益額として(1)による
相手方	申立却下又は介入権認容	借地権の額の2分の1を経済的利益額として(1)による
	賃料増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益額として(1)による
	財産上の給付の認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益額として(1)による

(9) 保全命令申立事件等

① 着手金

(1)の着手金の額の2分の1

ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは(1)の着手金の額の3分の2

② 報酬金

報酬金が発生する場合	金額
事件が重大又は複雑なとき	(1)の報酬金の額の4分の1
審尋又は口頭弁論を経たとき	(1)の報酬金の額の3分の1
本案の目的を達したとき	(1)の報酬金に準じる

(10) 民事執行事件

事件の種類	着手金	報酬金
民事執行事件 (任意競売事件を含む)	(1)の着手金の額の2分の1	(1)の報酬金の額の4分の1
執行停止事件	(1)の着手金の額の2分の1	事件が重大・複雑なとき (1)の報酬金の額の4分の1

※ 動産執行の場合を含め、着手金の最低額は5万円

(11) 倒産整理事件

事件の種類	着手金	報酬金
事業者の自己破産事件	50万円～	原則として着手金に含まれる。
非事業者の自己破産事件	20万円～	
自己破産以外の破産事件	50万円～	
事業者の民事再生事件	70万円～	
非事業者の民事再生事件	30万円～	
特別清算事件	100万円～	
会社更生事件	200万円～	

(12) 任意整理事件

① 着手金

債権者1社につき、2万円

② 報酬金

報酬金が発生する場合	金額
残債務額が減額した場合	減額分の10%
訴訟外で過払金を回収した場合	回収額の15%
訴訟で過払金を回収した場合	回収額の20%

(13) 行政上の不服申立事件

事件の内容	着手金	報酬金
審尋・口頭審理等を経たとき	(1)に準ずる。	(1)に準ずる。
上記以外	(1)の3分の2	(1)の3分の2

※着手金の最低額は10万円

2 刑事事件

(1) 起訴前弁護

事件の内容	着手金	報酬金	
		不起訴	求略式命令
事案簡明な事件	20万円～50万円	30万円～50万円	左記を超えない額
上記以外の事件	50万円～	50万円～	50万円～

(2) 起訴後弁護

① 裁判員裁判対象事件

ア 第一審

事件の内容	着手金	報酬金		
		無罪	執行猶予	減刑
事案簡明な事件	50万円～100万円	/	50万円～	相当額
上記以外の事件	100万円～		100万円～	

イ 上訴審（控訴審・上告審）

事件の内容	着手金	報酬金			
		無罪	執行猶予	減刑	検察官 上訴棄却
事案簡明な事件	20万円～30万円	100万円～	50万円～ 100万円	相当額	100万円～
上記以外の事件	30万円～				

② 裁判員裁判対象事件以外の事件

ア 第一審

事件の内容	着手金	報酬金		
		無罪	執行猶予	減刑
事案簡明な事件	20万円～50万円	/	30万円～	相当額
上記以外の事件	50万円～100万円		50万円～	

イ 上訴審（控訴審・上告審）

事件の内容	着手金	報酬金			
		無罪	執行猶予	減刑	検察官 上訴棄却
事案簡明な事件	20万円～30万円	50万円～	30万円～ 50万円	相当額	50万円～
上記以外の事件	30万円～				

(3) 再審事件・再審請求事件

事件の内容	着手金	報酬金
再審事件	50万円～	①イ又は②イに準ずる。
再審請求事件	50万円～	100万円～（再審開始決定が出た場合）

(4) 保釈，勾留執行停止，抗告，準抗告，即時抗告，特別抗告，勾留理由開示
依頼者との協議により，被告事件及び被疑事件とは別に相当額を受ける。

(5) 告訴・告発等

事件の内容	着手金	報酬金
告訴・告発	20万円～	20万円～
検察審査会申立	10万円～	10万円～

3 少年事件

事件の内容	着手金	報酬金	
		審判不開始・不処分	その他
家裁送致前及び送致後	30万円～50万円	30万円～	30万円～ 50万円
抗告・再抗告・保護処分取消	30万円～50万円		

第3 手数料

1 裁判上の手数料

事件の内容		手数料額	
証拠保全	基本	20万円に第1の1(1)により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分	10万円
		300万円～3000万円以下の部分	1%
		3000万円～3億円以下の部分	0.5%
		3億円を超える部分	0.3%
	示談交渉を要する場合	第2の1(2)に準じる。	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円～10万円	
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額	

2 裁判外の手数料

事件の内容		手数料額
法律関係調査 (事実関係調査を含む)	基本	5万円～20万円
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額

契約書類及びこれに準ずる書面の作成		
定型	経済的利益額1000万円未満	5万円～10万円
	1000万円～1億円	10万円～20万円
	1億円以上	20万円～
非定型	基本	300万円以下の部分 10万円
		300万円～3000万円以下の部分 1%
		3000万円～3億円以下の部分 0.3%
	3億円を超える部分 0.1%	
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額
公正証書にする場合		上記手数料に3万円以上を加算する。
内容証明郵便作成	基本	3万円～5万円
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額
遺言書作成		
定型		10万円～20万円
非定型	基本	300万円以下の部分 20万円
		300万円～3000万円以下の部分 1%
		3000万円～3億円以下の部分 0.3%
	3億円を超える部分 0.1%	
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額
公正証書にする場合		上記手数料に3万円以上を加算する。
遺言書検認申立		10万円
遺言執行	基本	300万円以下の部分 30万円
		300万円～3000万円以下の部分 2%
		3000万円～3億円以下の部分 1.0%
	3億円を超える部分 0.5%	
	特に複雑な事件	弁護士と依頼者の協議により定める額
	遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する。
会社設立等 (設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算)		資本額もしくは総資産額の内高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額 ただし、合併・分割については200万円を、通常清算については100万円、その他の手続については10万円を最低額とする。
		1000万円以下の部分 4%
		1000万円～2000万円以下の部分 3%
		2000万円～1億円以下の部分 2%
		1億円～2億円以下の部分 1%
		2億円～20億円以下の部分 0.5%
		20億円を超える部分 0.3%

会社設立等以外の登記	登記申請手続	1件5万円。 ただし、事案によっては、弁護士と依頼者の協議により増減する。
	登記簿謄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付申請手続	1通につき1,000円
株主總會等の指導等	基本	30万円以上
	總會等準備も指導する場合	50万円以上
現物出資等証明 (会社法33条10項3号等に基づく証明)		1件30万円 ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者の協議により増減する。
簡易な自賠償請求 (自賠償保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士と依頼者の協議により増減できる。
		給付額が150万円以下の場合 3万円 給付額が150万円を超える場合 給付額の2%
任意後見契約及び財産管理・身上監護		
契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料		法律関係調査に準ずる。
契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬	日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合	月額1万円～5万円
	上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円～10万円 ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続き等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に本規定により算定された報酬を受けることができる。
契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料		1回あたり1万円～5万円